



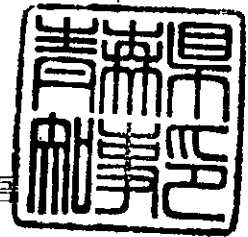
指令第1919号

青森市本町四丁目1番25号
社団法人青森青年会議所

平成22年4月7日付けで申請のあった公益社団法人への移行については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）第44条の規定により認定する。

平成22年8月31日

青森県知事 三村申吾



1. 法人コード：A003271
2. 法人の名称：社団法人青森青年会議所
3. 認定を受けた後の法人の名称：公益社団法人青森青年会議所
4. 代表者の氏名：西田 文仁
5. 主たる事務所の所在場所：青森市本町四丁目1番25号
6. 公益目的事業
 - (1) 青少年の健全な育成に関する事業
 - (2) 青森ねぶた祭継承事業
7. 収益事業等
 - (1) 会員の指導力の開発を図る事業
 - (2) 他の団体との交流、会員相互の親睦及び会員の拡大を図る事業
 - (3) まちづくり事業
8. 旧主務官庁の名称：青森県知事